
QA8-29 モニタリング検査は、どのような品目がカバーされているのですか。

A

- ① 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、各都道府県で検査計画を策定し、検査を実施しています。
- ② 「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」では、次のような品目について検査対象としています。
 - (ア)基準値又は基準値の1 / 2 を超える放射性セシウムが検出された品目
 - (イ)乳や牛肉など飼養管理の影響を大きく受けるため、継続的なモニタリング検査が必要な品目
 - (ウ)水産物（基準値の1 / 2 を超える放射性セシウムが検出された品目）
 - (エ)その他の品目

統一的な基礎資料の関連項目

下巻 第8章 78 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(1/3)」

下巻 第8章 79 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(2/3)」

下巻 第8章 80 ページ「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方(3/3)」

(解説)

(参考資料)

各都道府県で実施された食品中の放射性物質の検査結果は、厚生労働省が取りまとめ、全て公表しています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/kinkyu/0000045250.html>

出典：原子力災害対策本部「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（改訂版）」より作成

出典の公開日：平成 28 年 3 月 25 日

本資料への収録日：平成 29 年 3 月 31 日